

障がい学生支援の流れ

相談窓口

支援が必要な学生は、以下の窓口にご相談ください。

- ①北条キャンパス：学生支援課、松山市駅キャンパス：事務室
 - ②保健室
- ※入学志願者は入試課にご相談ください。



面接（希望する支援の確認）

障がい学生支援チームの担当者が面接します。
障がいの状況や希望する支援内容を確認します。



支援の申し出

支援が必要な場合は、支援申出書を学生支援課または事務室に提出してください。
障害者手帳のコピーや診断書等を提出していただきます。



面接（支援内容の合意形成）

障がい学生支援チームの担当者と相談し、支援計画を決定します。
必要に応じて、各部署の教職員が同席する場合があります。



支援の開始

大学では、支援を開始する前に、以下のことを行います。

- ①支援内容決定後、学生支援スタッフ・学外支援者の調整を行います。
- ②授業で特別な配慮を必要とする場合は、担当教員へ『配慮願ひ』を配付します。

【不服申し立て】

不当な差別的扱いを受けたと感じた場合や合理的配慮の合意形成が困難な場合は、ハラスメント相談員に相談することができます。

支援開始後も、支援内容について継続的に相談をし、必要に応じて支援内容を変更します。